

インフルエンザ予防接種が始まります

▼お問い合わせ
福祉保健部 福祉保健課 福祉保健班 ☎050(3381)5050

市では乳幼児と高齢者を対象に、インフルエンザの発病や重症化を防ぐために、希望する人にインフルエンザの予防接種を実施します。(一部自己負担)

高齢者インフルエンザ予防接種

- 対象者
 - ①満65歳以上の人(接種日に満65歳であることが必要です)
 - ②満60歳以上の65歳未満の人で心臓、じん臓または呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に重度の障害を有する人
- 回数…1回
- 接種期間…10月1日(水)～平成21年2月28日(土)
- 接種場所…長崎県内の協力医療機関
- 料 金…1,000円
※生活保護世帯の人は無料ですが、市が発行する確認書が必要となります。(各支所市民課で交付)
※料金は医療機関でお支払いください。
- 持参品
 - ①予診票(市内医療機関で接種する場合)
 - ②健康手帳(予防接種の記録に必要です)
 - ③健康保険証など住所が確認できるもの
 - ※生活保護世帯の人は確認書
- その他
市外で予防接種を受ける人は医療機関に備え付けの2枚複写の予診票を使用してください。
※予防接種を受ける前に必ず医療機関へ予約をしてください。

乳幼児インフルエンザ予防接種

- 対象者
生後6カ月から就学前まで
- 回数…1人あたり2回
- 接種期間…10月1日(水)～平成21年2月28日(土)
- 接種場所
南島原市、雲仙市、島原市、諫早市の協力医療機関
※実施医療機関一覧は支所市民課にあります
- 料 金…南島原市、雲仙市、島原市の医療機関
1回あたり1,500円
諫早市の医療機関 1回あたり2,000円
※生活保護世帯の人は無料ですが、市が発行する確認書が必要となります。(各支所市民課で交付)
※料金は医療機関でお支払いください。
- 持参品
 - ①母子健康手帳(忘れると接種できません)
 - ②健康保険証など住所が確認できるもの
 - ※生活保護世帯の人は確認書
- その他
個別通知はしません。希望する人は医療機関に備え付けの予診票に必要事項を記入のうえ接種してください。
※予防接種を受ける前に必ず医療機関へ予約をしてください。

サルに気をつけて！最近、市内でサルが出没しています

サルは、人が脅かしたり、物を投げたりしなければ、人に危害を加えることはありません。サルを見かけたら次のことに注意しましょう

- 目を合わせない ●刺激しない ●食べ物を与えない(食べ歩きをしない)
- また、被害にあわないためにも、家の外に食べ物を置かない、戸締りをする。(室内に入れない)などの対策も有効です。
※サルを目撃した人は、連絡をお願いします。

▼連絡・お問い合わせ 市民生活部 環境課 ☎050(3381)5041



水道工事は市指定給水装置工事事業者で

▼お問い合わせ 水道部 上水道課 ☎050(3381)5070
または各総合支所 経済建設課



水道の新設・改造等の工事は、市で指定を受けた指定給水装置工事事業者でなければなりません。また着工前には、あらかじめ市への届け出が必要となります。

もしも、指定を受けていない業者による工事や無届けの工事をした場合、工事のやり直しや給水を停止することがあります。

◆例えば:

- ・水道を新たに引きたい。
- ・電気温水器を設置するために工事が必要。
- ・井戸水との併用を市水道のみに変更するため工事が必要。など

貯水槽水道設置者の皆さんへのお願い

ビル、アパート、学校、病院など大きな建物の多くは、貯水槽(受水槽、高置水槽)を通じて給水しています。貯水槽に入るまでの水道水は市(水道事業者)が管理していますが、貯水槽から先はその設置者(その建物の所有者)の責任で管理することになっていきます。

管理を十分に行わないと、水道水が汚れるなどトラブルのもとになりますので、水道法、県の小規模簡易専用水道の維持管理指導要領に従い貯水槽の適正な管理をお願いします。

*貯水槽水道とは…

市水道の水をいったん受水槽、高置水槽に受けた後、建物の利用者に飲み水として供給される施設の総称です。

後期高齢者医療制度のお知らせ

被用者保険の被扶養者の保険料軽減措置について

▼お問い合わせ 市民生活部 市民課 保険年金班 ☎050(3381)5040

平成20年度の特別の軽減措置

- 10月から翌年の3月までの保険料(均等割額)を9割軽減し、1割負担とする。
実質負担額: 年額2,100円(月額350円×6ヵ月)となります。

	適用期間	軽減内容	
		均等割額	所得割額
特	平成20年4月～9月まで	負担なし	負担なし
例	平成20年10月～平成21年3月まで	9割軽減	負担なし

※納付書が送られてきたら忘れずに納めましょう。

会社に勤める子どもに扶養されていた人など、被用者保険の被扶養者だった人は、後期高齢者医療制度の保険料を平成20年10月から納めていただきます。
この場合、特例として、制度加入後2年間は、均等割額を5割軽減し、所得割額も免除されます。(急激な負担増を避けるため)
さらに、平成20年度については、次の特別の軽減措置が行われます。

*被用者保険とは、政府管掌健康保険、健康保険組合、船員保険および共済組合の公的医療保険をいいます。(国民健康保険は除きます。)

夕焼けと空と雲とが交わって一生残る私の記憶
西有家中 伊藤 伯川 麻耶

秋はやっぱりいかし雲
新島小町 永川 結希

